

重と敬意が根底にある法律となるように

アフターケア相談所ゆずりは 高橋亜美

●アフターケア相談所ゆずりはの活動を通して見えてきた困難な問題を抱える女性への支援の実態と課題

① 相談者の年齢は10代20代の若年層のみならず、30代、40代、50代の女性の相談も数多い。

② 支援に繋がった人のほとんどが継続的なサポートを必要としている。相談者は増える一方。

相談窓口や支援機関（支援者）からの二次被害 「窓口がこわい」被害を疑われるような発言。

「どうしてもっと早くに相談しなかったの？」 「被害を受けた証拠はあるの？」

「嫌だと相手に伝えないとわからないよ」 「そんな態度だと相談がすすめられない」

③ 全国から届く相談

④ 必要としている支援と提供される支援の不一致

安全が優先され、我慢することを強いられる場所への拒否感を示すと。。。

生活保護を受け地域で生活したいのにできない 生活する場所を自分で決めることができない

⑤ 支援の道すじが不透明 相談者が主体でない

綱渡りのような手続き 自由に連絡が取れない 自治体・担当者によって対応が異なる

⑥ 困難な問題を抱える女性の支援のための公的な資金が全くない。

●支援現場で新法に期待すること

○「自分のからだど心は自分だけのもの」 人権、性といのちの学びを幼少期・義務教育から。

被害も加害も防止する視点で。

○性虐待・性暴力被害者への医療費の保障

○避妊や中絶、妊婦健診、出産費用の無償化

○大学や専門学校の給付型奨学金の利用や資格取得等の（本人が希望する）費用のサポート

○女性自立支援施設への入所手続きの透明化と簡素化 利用者への十分な説明と利用者の自己選択を

○困難な問題を抱えた女性の一時保護が、民間支援団体もできるように。たらい回しにされない、安心して
きる機関でワンストップの支援と手続きを！（支援対象者を女性だけに特化している団体のみならず）

○安心安全に暮らす場所の提供をもっと柔軟に、迅速に、自由に！！

・相談者自身が選択できる ・お試しの見学宿泊 ・状況に応じて（何度でも）変更できる

※安全なシステムと共に、専門家（ケアワーカー、医師、看護師、心理士）が常勤。宿泊場所や食事の提
供など入所者が一人暮らしの準備ができる。女性自立支援施設等

※一人暮らしの安心は守られながら、何かあった時にはすぐに人が呼べる管理人型のグループホーム

※生活保護や障害年金を受けながら、安全で通院等にも便利な地域で、一人暮らしをしながら安心できる
支援機関のデイケアに通うなど

○児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）が柔軟に活用されること

※対象者は20歳未満の児童及び20歳以上の措置解除者

○社会的養護自立生活拠点事業（社会的養護のアフターケア事業）実施団体等、

困難女性支援の実施を多様な支援団体が担えるように。

○民間支援団体へのと予算配分の透明化

○支援者、支援団体が孤立しない、つながり信頼と安心を育める機会を

虐待・DV 家族に住所を知られたくない人のために <https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/537/>